

議案第 1 1 号

平成 2 6 年度三次市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 2 6 年度三次市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 給水戸数 | 14, 121 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 3, 632, 194 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 9, 951 m ³ |
| (4) 建設改良費 | 660, 896 千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款	水道事業収益	1, 195, 717 千円
第 1 項	営業収益	860, 215 千円
第 2 項	営業外収益	335, 452 千円
第 3 項	特別利益	50 千円
支		出
第 1 款	水道事業費用	1, 159, 046 千円
第 1 項	営業費用	1, 014, 904 千円
第 2 項	営業外費用	135, 730 千円
第 3 項	特別損失	7, 412 千円
第 4 項	予備費	1, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 433,895 千円は、過年度分損益勘定留保資金 433,895 千円で補てんするものとする。）。

収		入
第1款	資本的収入	650,927 千円
第1項	企業債	363,500 千円
第2項	工事負担金	5,500 千円
第3項	補助金	149,095 千円
第4項	出資金	132,832 千円
支		出
第1款	資本的支出	1,084,822 千円
第1項	建設改良費	660,896 千円
第2項	企業債償還金	423,626 千円
第3項	予備費	300 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
営業業務等委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
施設管理業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
水質検査業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
アセットマネジメント計画等策定業務委託に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	契約に定める額
設備点検、保安管理業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額

電算システム等の保守点検業務に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
電算システムの賃借に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
事務機器の賃借に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
水道管理設敷土地借上に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
向江田浄水場2系列目増設事業	平成26年度から 平成27年度まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設整備事業	363,500千円	証書借入	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 71,664 千円

(他会計からの補助金)

第10条 企業債元利償還金及び特定多目的ダム法第35条の規定による特別納付金に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、87,408 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、8,122 千円と定める。

平成26年2月28日提出

三次市長 増 田 和 俊